

改正

平成20年3月28日告示第28号
平成21年3月27日告示第24号
平成23年3月25日告示第22号
平成24年4月1日告示第27号
平成25年4月1日告示第50号
平成27年4月1日告示第43号
平成28年3月25日告示第52号
平成29年3月27日告示第27号
平成30年3月30日告示第24号
令和3年3月31日告示第65号
令和5年3月29日告示第50号
令和7年3月26日告示第52号
令和8年3月25日告示第58号

新温泉町中小企業振興資金融資制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の中小企業者に資金の供給を容易にし、経営の安定と円滑化を図ることを目的とする。

(融資目標額)

第2条 融資目標額は、5億円とする。

(資金措置)

第3条 町は、本融資制度の資金を確保するため、町が指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）へ次により預託する。

- (1) 預託金 1億円とする。
- (2) 預託方法 預託金は、普通預金とする。
- (3) 預託期間 4月5日から翌年3月31日までの間とする。（ただし、4月5日が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日にあたるときは、その日に最も近い次の休日でない日とする。その他の指定日は、その前日において、その日に最も近い休日でない日とする。）
- (4) 預託措置 取扱金融機関ごとの毎年度末実行額並びに融資残高の割合に応じて求めた額とする。
- (5) 預託金の返納 取扱金融機関は預託日の属する会計年度末に町に返納する。

(融資対象者)

第4条 この要綱による融資対象者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体又は町内で新たに開業しようとする者で、次の融資資金ごとに、それぞれ当該各号に定める条件に該当し、かつ、町税を完納しているものとする。

- (1) 短期資金及び長期資金 町内に引き続き1年以上居住し、原則として6か月以上の事業実績を有するもの又は町内に事業所を有して1年以上の事業実績を有するもの
- (2) 創業資金 新温泉町商工会（以下「商工会」という。）等の指導又は支援を受けて町

内で新たに開業しようとするもの又は開業した日以後1年以内のもの

2 前項に規定にかかわらず、本制度の目的を達成するために町長が特に必要と認めた者で商工会と協議して妥当であると認めたものは、融資対象者とすることができる。

(融資の方法及び条件)

第5条 融資の方法及び条件は、別表に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 短期資金、長期資金及び創業資金については、併用ができるものとする。
- (2) 創業資金に係る融資の実行日は、開業予定日前6か月から開業日以後1年までの間とする。
- (3) 融資額は10万円単位とし、融資限度額は1企業当たり2,000万円とする。ただし、創業資金の融資限度額は、短期資金及び長期資金とは別に1企業当たり2,000万円とする。
- (4) 融資取扱期間内において公定歩合等金融情勢に著しい変動(長期プライムレートを基準とし、0.5パーセント以上の変動)が生じた場合は、取扱金融機関と町長がその都度協議し決定する。
- (5) 融資及び返済については、取扱金融機関の定める方法による。
- (6) 担保及び保証人等については、取扱金融機関の定める方法による。

(取扱金融機関)

第6条 取扱金融機関は、(株)但馬銀行浜坂支店、(株)但馬銀行湯村支店、鳥取信用金庫浜坂支店、鳥取信用金庫湯村支店、但馬信用金庫浜坂支店、但馬信用金庫湯村支店、(株)みなと銀行香住支店、たじま農業協同組合浜坂支店、たじま農業協同組合温泉支店及びなぎさ信用漁業協同組合連合会とする。

(融資の取扱期間)

第7条 融資の取扱期間は、4月5日から翌年の3月31日までとする。ただし、取扱期間中において融資目標額に達したときは、その時点で取扱を締め切ることができる。

(申込方法)

第8条 融資希望者は、次に掲げる書類を取扱金融機関合意のもとに商工会を経由して、町に提出するものとする。

- (1) 新温泉町中小企業振興資金融資申込書(別記様式)
 - (2) 設備資金としての融資を受けようとする者は、見積書の写
 - (3) 創業資金としての融資を受けようとする者は、事業計画書等事業内容が分かる書類
- (運営協力)

第9条 この制度による融資の取扱について、町及び商工会並びに取扱金融機関は、相互に連絡協調のうえ、この制度について指導を行い、円滑な運営に協力しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(平成18年度新温泉町中小企業振興資金融資制度実施要綱の廃止)

2 平成18年度新温泉町中小企業振興資金融資制度実施要綱(平成18年新温泉町告示第34号)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日の前日までに、浜坂町中小企業振興資金融資制度実施要綱、温泉町中

小企業振興資金融資制度実施要綱及び平成18年度新温泉町中小企業振興資金融資制度実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月28日告示第28号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新温泉町中小企業振興資金融資制度実施要綱は、この告示の施行の日以降の融資について適用し、施行日前の融資については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月27日告示第24号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新温泉町中小企業振興資金融資制度実施要綱は、この告示の施行の日以降の融資について適用し、施行日前の融資については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月25日告示第22号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新温泉町中小企業振興資金融資制度実施要綱は、この告示の施行の日以降の融資について適用し、施行日前の融資については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年4月1日告示第27号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日告示第50号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日告示第43号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新温泉町中小企業振興資金融資制度実施要綱は、この告示の施行の日以降の融資について適用し、施行日前の融資については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月25日告示第52号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新温泉町中小企業振興資金融資制度実施要綱は、この告示の施行の日以降の融資について適用し、施行日前の融資については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月27日告示第27号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第24号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新温泉町中小企業振興資金融資制度実施要綱は、この告示の施行の日以降の融資について適用し、施行日前の融資については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日告示第65号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日告示第50号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新温泉町中小企業振興資金融資制度実施要綱は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以降の融資について適用し、施行日前の融資については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月26日告示第52号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新温泉町中小企業振興資金融資制度実施要綱は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以降の融資について適用し、施行日前の融資については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月25日告示第58号）

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新温泉町中小企業振興資金融資制度実施要綱は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以降の融資について適用し、施行日前の融資については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

融資区分	融資期間	融資利率	資金の用途
短期	1年以内	1.80%	運転資金及び設備資金
長期	5年以内	1.90%	
	10年以内	2.10%	
創業	10年以内	1.10%	創業に関する運転資金及び設備資金